

## 市民保健センター石綿スクリーニング調査業務委託仕様書

### A. 委託概要

当該業務は、既施設における石綿使用の有無について調査を行うものとする。

1. 件名 市民保健センター石綿スクリーニング調査業務委託
2. 所在地 守口市大宮通1丁目13番7号
3. 委託期間 始 契約締結日 から 至 令和8年7月10日 まで
4. 対象建物
  - ・ 名称 市民保健センター
  - ・ 用途 官公庁等複合施設(事務所、診療施設、児童福祉施設)
  - ・ 構造・規模 鉄骨造, 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建て 地下1階建て
  - ・ 延床面積 約10,850㎡
  - ・ 竣工年 平成8年

### B. 委託内容

#### 1. 石綿調査方法

##### 1) 資料調査

既存の設計図書等により、商品名、施工部位及び施工年から総合的に調査を行い、メーカー、工業会等及び省庁のホームページ等を参考にして石綿使用（可能性のあるものを含む）の有無、飛散性の有無及び分析調査の必要性の有無について調査を行うこと。

##### 2) 目視調査

現地にて、使用建材等の調査を行い、現物の観察により、石綿使用（可能性のあるものを含む）の有無、飛散性の有無及び分析調査の必要性の有無について調査を行うこと。

#### 2. 石綿調査にかかる注意事項

##### 1) 業務責任者について

次のうち、いずれかに該当する者を配置すること。

また、業務責任者と調査実施者は同一の者とする。

- a. 特定建築物石綿含有建材調査者
- b. 一般建築物石綿含有建材調査者
- c. 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

## 2) 調査方法について

現地調査等を行うにあたり、「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」等各種法令はもとより、大阪府及び守口市の条例等についても確認の上、十分に留意し調査を行うこと。

## 3) 調査箇所について

既存施設及び付属施設（工作物含む）における使用建材を総合的に調査すること。

- ・建物外部の床、壁、屋上、庇、塀、設備配管の保温材等
- ・外部（塀や門柱等含む）及び内部の仕上げ塗材
- ・その他（シール材含む）、石綿含有建材の使用が疑われる箇所全て

## 4) 吹付け材について

設計図書による石綿使用の有無にかかわらず、石綿含有吹付け材（仕上塗材含む）については、使用箇所がないか現地調査を十分に行うこと。

## 5) 石綿使用の有無について

石綿の使用が確認されたものについては、使用箇所等がわかる図面及び写真を添付すること。

## 6) 分析調査の必要性について

資料調査及び目視調査を行った結果、石綿含有の有無が判断できず、分析調査の必要性がある場合については、「使用建材」、「使用箇所」及び「箇所数」について調査し報告すること。

### **3. 成果品**

#### 1) 調査報告書 3部

調査報告書の構成は以下のとおりとする。

##### ① 詳細表（各面、各部位ごとに作成すること）

- ・図面調査の結果による使用建材、製品名等
- ・現地調査の結果による使用建材、製品名等
- ・石綿含有の可能性（有・無・不明）の別、及びその判断根拠

##### ② 調査結果図面

- ・平面図や立面図を用い、凡例別に着色することによって、石綿含有箇所（不明箇所）を示すこと。
- ・わかりやすい資料の作成を心掛けること。

### ③ 調査写真

- ・現地調査の際には各面、各部位ごとに全て写真を撮影すること。
- ・上記①②との照合が容易なよう、ナンバリング等にてまとめること。

### ④ 建材レベル別使用箇所一覧表

- ・石綿含有（不明含む）と判断された建材について、各レベル毎に使用箇所、建材名を一覧表としてまとめること。

## 2) 報告書データ 一式

CD-Rにて報告書データ一式を提出すること。

※ 本成果品の所有権等は本市に帰属する。

## C. その他

### 1. 特記事項

- 1) 報告書の作成にあたっては、発注者と十分に事前打合せを行うこと。
- 2) 着手にあたっては、作業計画書及び作業予定表を事前に提出し、発注者と打ち合わせを行うこと。
- 3) 担当者名簿を提出すること。
- 4) 調査、打合せの記録は、受注者が作成し市に提出すること。
- 5) 受注者は、納品した報告書に対する発注者からの質疑等について、委託期間終了後も誠意をもって対応すること。

### 2. 提供資料

- ・市民保健センターに関する既存図面
  - (1)意匠図（新築時）
  - (2)構造図（新築時）
  - (3)設備図（新築時、その他改修時等）

※ データでの提供とし、tif形式またはpdf形式、若しくはその両方とする。

### 3. 疑義

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者で協議のうえ決定する。